

住宅用火災警報器設置 相談窓口を開設

泉大津市火災予防条例により全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

泉大津市消防署では、住宅用火災警報器設置相談窓口を開設し下記の相談内容の対応を行っております。

記

- 相談内容
 - ・ 取付け場所や取付け方法の相談
 - ・ 高齢や身体の障がいなどで取付けにお困りの方の相談
 - ・ その他住宅用火災警報器の設置に係る相談

※ 相談内容により、メーカー、販売店、消費者相談センター等の必要な相談先を紹介しています

- 問合せ先 住宅用火災警報器設置相談窓口

0725-21-0119 (泉大津市消防署 予防係)

